

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	横浜市阿久和地域ケアプラザ
所在地	横浜市瀬谷区阿久和南2-9-2
事業者指定番号	1473400040号
管理者・連絡先	(管理者) 吉田 光江 (連絡先) TEL 045-365-9892
併設サービス	第一号通所事業 (横浜市通所介護相当サービス)・指定通所介護
サービス提供地域	横浜市瀬谷区全域、横浜市旭区の南希望が丘、中希望が丘、東希望が丘、善部町、横浜市泉区の和泉町、上飯田町、新橋町

2 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類、業務	人員
管理者	管理者は、業務の管理を一元的に行います。	1名 (常勤兼務)
介護支援専門員	介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じるとともに、居宅サービス計画の作成を行います。また、課題の分析を行い、必要に応じて利用者への説明を行います。	2名 (常勤兼務) 0名 (非常勤専従)

3 業務日及び業務時間

業務日	業務時間
月曜日から金曜日 祝日含む 休業日：土曜日、日曜日、12/29～1/3	午前8時30分から 午後5時30分まで <夜間連絡先> 045 (365) 9906

4 利用者負担金

- (1) 法定代理受領サービスである場合は利用者の負担はありません。
- (2) 介護支援専門員が通常のサービス提供地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費 (実費) の支払が必要となります。その交通費は片道分1kmあたり50円とします。

5 当事業所における運営方針

当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

- (1) 居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の意思を尊重し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。また、計画の作成にあたっては、原則として、相談を受けてから7日以内に利用者宅を訪問または、希望時は事業所に来所して頂いた上で、相談室で状況調査を行います。

(2) 適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように、常に利用者の立場に立ち、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないように、公正中立に居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整及びサービス担当者会議の開催、月1回のモニタリングを行います。

(3) 利用者は複数の事業所の紹介を求める事や当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事ができます。当事業所にて前6か月に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合を別紙にて説明いたします。

(4) 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するように十分配慮いたします。

(5) 事業者は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修会の機会を次のとおり設けるものとし、また業務態勢を整備します。

ア 採用時研修 採用後6ヶ月以内 イ 定期研修 年2回

(6) 事業者は居宅介護の実施にあたって利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合にはその損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらない時はこの限りではありません。

(7) 事業者は業務上知りえた利用者及び家族に関する秘密について契約中及び契約終了後も、第三者に漏らす事はありません。

事業者はあらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には、利用者にサービスを提供するサービス事業者との連絡調整その他必要な範囲内で同意した者の個人情報を用いる事ができます。

介護支援専門員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、当該事業所の従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、事業所の運営法人との雇用契約の内容とする

6 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

予め、ケアマネジャーの氏名、連絡先を主治医にお伝え下さい。

医療機関等	医療機関名 連 絡 先	主治医名
緊急連絡先	氏 名 連 絡 先（携帯電話も可）	続柄（ ）

7 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

電 話 番 号	045-365-9892
F A X 番 号	045-365-9894
担 当 者	吉田 光江
対 応 時 間	午前8時30分から午後5時30分まで
そ の 他	相談・苦情については、担当者、管理者が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者に引き継ぎます。

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

瀬谷区役所 福祉保健センター 高齢・障害支援課 (介護保険担当)	所在地 横浜市瀬谷区二ツ橋町190 電話番号 045-367-5714 FAX番号 045-364-2346
旭区役所 福祉保健センター 高齢・障害支援課 (介護保険担当)	所在地 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 電話番号 045-954-6061 FAX番号 045-955-2675
泉区役所 福祉保健センター 高齢・障害支援課 (介護保険担当)	所在地 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 電話番号 045-800-2436 FAX番号 045-800-2513
はまふくコール	電話番号 045-263-8084 利用時間 9:00 ~ 17:00 受付日 月～金曜日(土祝日及び12月29日～1月3日は除く) 相談内容 介護事業・高齢施設等に関する苦情・相談・質問等
横浜市福祉調整委員会 事務局 健康福祉局相談調整課	所在地 横浜市中区本町6-50-10 電話番号 045-671-4045 FAX番号 045-681-5457 ※対応時間 午前8時45分～午後5時15分 (12時～13時を除く) (土・日・祝日・年末年始は休業)
神奈川県国民健康保険 団体連合会(国保連) 介護保険課 介護苦情相談係	所在地 横浜市西区楠町27番地1 電話番号 045-329-3447 対応時間 午前8時30分 ~ 午後5時15分 (土・日・祝日・年末年始は休業)

8 医療との連携

居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合には、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください。

訪問介護支援事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

9 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する専任担当者は以下の通りです。

虐待防止に関する担当者	吉田 光江
-------------	-------

10 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、ご利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

12 身体的拘束等の防止の措置

事業所は利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合には下記の措置を講じます。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。
- (2) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

（事故発生時の対応）

- 13 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 当事業所は、前項の事故及びその事故に際してとった処置について記録する。

3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を適正に行う。

14 運営法人の概要

名 称	社会福祉法人 湘南遊愛会
代 表 者 名	理事長 君嶋 博明
法人本部 所在地 連絡先	横浜市戸塚区川上町84番1 TEL 045-820-1203
実施事業の概要	特別養護老人ホーム ゆうあいの郷 特別養護老人ホーム ゆうあいの郷 衣笠 ケアハウスゆうあい 横浜市阿久和地域ケアプラザの運営
事 業 所 数	特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設・指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護・指定居宅介護支援を含む) 2 軽費老人ホーム (特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護・指定訪問介護・指定介護予防訪問介護を含む) 1 地域ケアプラザ施設 (指定居宅介護支援・指定介護予防支援・指定通所介護・第一号通所事業を含む) 1

【説明確認欄】

令和 年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、重要事項について文書を交付し説明し同意しました。

事業者名 事業者名 社会福祉法人 湘南遊愛会
 事業所名 横浜市阿久和地域ケアプラザ
 管理者名 吉田 光江
 説明者 印

サービス内容・契約について上記の者より交付、説明を受け、同意しました。

利用者 氏名 印

代理人・立会人（該当する場合）

(続柄)

氏名 印

横浜市阿久和地域ケアプラザ料金表

令和 6 年 4 月 1 日現在

居宅介護支援費（Ⅰ）（1 月につき）

	取扱件数	単位数	費用総額	説明等
基本額	居宅介護支援（ⅰ）要介護 1 又 2	1, 086	12, 076	
	居宅介護支援（ⅰ）要介護 3、4 又は 5	1, 411	15, 690	
	居宅介護支援（ⅱ）要介護 1 又 2	544	6, 049	
	居宅介護支援（ⅱ）要介護 3、4 又は 5	704	7, 828	
	居宅介護支援（ⅲ）要介護 1 又 2	326	3, 625	
	居宅介護支援（ⅲ）要介護 3、4 又は 5	422	4, 692	
加算額	初回加算	300	3, 336	1 月につき
	入院時情報連携加算Ⅰ	250	2, 780	1 月につき
	入院時情報連携加算Ⅱ	200	2, 224	
	退院・退所加算（Ⅰ）イ	450	5, 004	入院中 1 回を限度
	退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600	6, 672	
	退院・退所加算（Ⅱ）イ	600	6, 672	
	退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750	8, 340	
	退院・退所加算（Ⅲ）	900	10, 008	
	通院時情報連携加算	50	556	1 月につき
	緊急時等居宅カンファレンス加算	200	2, 224	月 2 回限度

※地域単価は 11. 12 円（横浜市、2 級地の単価）

運営基準に定められたその他の費用

通常の事業の実施地域を 越えた所の交通費	通常の事業実施地域を 越えた所から 片道分 1 km あたり 50 円	通常の事業の実施地域 は瀬谷区全域、旭区希 望が丘、中希望が丘、 東希望が丘、善部町、 泉区和泉町、上飯田町、 新橋町
-------------------------	---	--